

# 中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING & WOOD  
MALLESONS**  
金杜律师事务所

北京市朝阳区东三环中路1号  
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center  
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District  
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

[www.kwm.com](http://www.kwm.com)

## 無効審判及び審決取消訴訟における電子証拠の真実性認定について

金杜法律事務所  
特許部

情報技術の急速な発達にともない、電子メールや電子署名、ウェブサイトアクセスログなどの電子データの形態で示される証拠はますます増えており、特許分野ではインターネットで公開された技術内容が一定の要件を満たす場合には先行技術として認定されることもある。旧民事訴訟法に定められた証拠の種類はこのような電子証拠をカバーするには不十分であることに鑑み、2013年1月1日から施行される改正後《中華人民共和國民事訴訟法》では電子データが独立した証拠種類として明確に列記され、電子証拠の法的地位が明確化されている。電子証拠は特殊かつ複雑であり、その調査収集、交互尋問、認証などに関し明確かつ統一的に規定するのは困難であることに鑑み、改正後の民事訴訟法では電子証拠について一般的な原則のみが規定されており、具体的な運用規則は司法実践における更なる模索が待たれるところである。

特許分野では、早くも2006年版の審査指南においてインターネットまたはその他のオンラインデータベースの形態で存在する文書を先行技術として扱うことができる旨が既に明確化されている。その後、2010年版の審査指南ではインターネット証拠の公開時間を如何にして確定するかについて規定され、公衆がインターネット情報を閲覧可能となる最も早い時間を当該インターネット情報の公開時間とし、一般に、インターネット情報の発表時間を基準とするとされているが、これ以外には、より詳しく、運用性のある規定はない。このため、特許無効審判およびその後の取消訴訟において、如何にして電子証拠を使用するかにはまだ多くの課題が残る。さらには、特許分野では、証拠として一般的に要求される真実性、合法性の要件のみならず、「先行技術」としての開示要件を満たさなければならない。

以下、具体的な事例を踏まえて、審決取消訴訟で如何にして電子証拠を使用するかについて簡単に説明する。

## 1、案件の概要

発明の名称：帯導流構造的荷載箱（ガイド構造を有する載荷ケース）

登録公告番号：200820082089.0

出願日：2008年1月10日

請求項1：ガイド構造を有する載荷ケースであり、載荷ボックス（1）を備え、その特徴は、以下の通りであり、前記載荷ボックス（1）の下方に一体化された逆テーパ状のガイド部（2）を有する。

## 2、審査の経緯

無効審判請求人が2010年6月24日に無効宣告請求を専利復審委員会に提出し、本特許請求項1が中国専利法第22条第3項に規定する進歩性を有しないことを証明する証拠をいくつか提出した。そのうち、証拠1および証拠4は以下のとおりである。

証拠1：公証証書および関係証拠のコピー（BBSからダウンロードしたウェブページ、発表時間が2006年7月21日である）；

証拠4：公証証書および関係証拠のコピー（TomerPageウェブページの電子メール、電子メールの送信時間が2006年4月17日である）。

## 3、無効請求人の主張

証拠1は、請求項1の全ての構成要件を開示しており、証拠4と証拠1との組み合わせは、本特許と構造が同じであるTomer載荷ケースが宣伝資料としての電子文書の方式で開示されたことを証明することができ、出版物による公開にあたり証拠4におけるTomerPageウェブページに関する電子メールおよび証拠4は、本特許にかかわる技術が2006年4月17日前にすでに公に公知されていることを証明することができ、その他の方式による公開にあたる。

## 4、特許権者の主張

証拠1に添付されたウェブページの内容の真実性に異見を持つ。このウェブページの内容は修正される可能性があり、当該ウェブサイトは商用ウェブサイトであり、このウェブサイトを提供される情報の信憑性が低いと考える。証拠4におけるメールリストは、特定者の間に転送される文書を示すものに過ぎず、ウェブページに転送されたファイルの名称だけが記載されており、具体的な内容が示されず、当該個人メールボックスの間に転送された文書に公開性がなく、当該メールの送信時間を確認することができず、証拠として使われるメールは企業内部の業務ファイルに属し、公開出版物の性格を持たず、その公開時間は証明されていない。このため、証拠1および証拠4は本特許を評価する証拠として使用することができず、かつ証拠1および証拠4の図に載荷ケースの具体

的な構造および形状が示されていないため、証拠 1 および証拠 4 によって本特許が新規性や進歩性を失うことにはならない。

## 5、審決および審決取消訴訟の判決

(1) 証拠 1 に添付されたウェブページは、それぞれ「建龍」BBS および「神州測桩」BBS からダウンロードされたものであり、両ウェブサイトの運営者は官庁に登録された正規の会社である。通常、このようなウェブページに示される時間はウェブサイトの管理者でなければ手を加えることができない。かつ、この 2 つのウェブサイトは掲示板サービスを提供する専門性の高いウェブサイトであり、この 2 つのウェブサイトの管理者と本件の双方当事者との間に利害関係があることを証明する証拠がなく、前記の時間が改竄されたことを証明する証拠がない状況において、前記掲示板サービスを提供するウェブサイトの文書発表時間を随意に疑うべきではなく、したがって前記の文書発表時間及び修正時間は確認できるものと認定すべきである。これによって、証拠 1 における 2 つの文書の公開時間は本特許の出願日より早いものと確認することができ、また、当業者は、証拠 1 に添付された図から、工事における載荷ケースの使用状況を示していると確定することができる。このため、証拠 1 の上記 2 つの文書に記載されている関係技術の実施案及び図に示される内容は、本特許の先行技術となり、本特許が進歩性を有するか否かを評価するための証拠として利用できると確認することができる。

(2) 証拠 4 に添付されたウェブページは、公証人が公証申請者の個人メールボックスに登録してダウンロードしたものであり、このメールボックスはユーザ ID およびパスワードがあってはじめて登録して閲覧することができる。換言すれば、公衆がこのメールボックスのユーザ ID およびパスワードを知らなければ、当該メールボックスにおけるウェブページの内容を獲得できず、よって証拠 4 に添付されたウェブページの内容は特許法上の開示要件を満たしておらず、本件の先行技術証拠として利用することができない。

以上に基づき、専利復審委員会は、本特許が証拠 1 に対して特許法第 22 条第 3 項に規定する進歩性を有しないことを理由として、最終的に本特許は全て無効であると宣言した。

これに対し、特許権者は無効審判の審決に不服して審決取消訴訟を起こしたが、北京市第一中級人民法院および北京市高級人民法院は、一審および二審において専利復審委員会の審決を支持する旨の判決を下した。

## 6、結び

本件の焦点は、証拠 1 および証拠 4 のインターネットから獲得した 2 つの証拠の認定にある。前述のとおり、電子証拠の真実性、合法性の判断について、目下、民事訴訟法で一般的な原則が規定されているのみで、運用ルールについて明確な規定はない。しかし、電子証拠、特にインターネット証拠の真実性の審査について、従来の証拠と平等に取り扱うべきとする原則に従いつつも、その特殊性を考慮し、オリジナルに基づいて真実性を確認する方法に拘らず、インターネット証拠が形成する特徴を考察対象として自認、鑑定などの証明メカニズムをも結び付けてその真実性を認定すべきであることは、本件から明らか

となった。具体的には、インターネット証拠の形成、保存、伝送、収集、および完全性から、例えば、その証拠がウェブサイトで通常のプロセスにより発表、形成されたものであるか否か、関連するウェブサイトは信頼性が高いウェブサイトであるか否か、ウェブサイトの管理体制は規範的であるか否か、当事者と利害関係があるか否か、当該証拠はウェブサイトの管理者以外の者に改竄される可能性がないか否か、この証拠は如何にして収集し獲得したものか、当該証拠を獲得する方法は科学的で信頼できるか否か等からその真実性を認定することができる。

また、特許実務に適用される従来の証拠は、特許法上の開示要件を満たさなければならず、すなわち、公衆が知り得ることができる状態に置かれていなければならない。インターネット証拠については、特許法上の開示要件を満たしているか否かを判断するにあたり、公衆がウェブサイトから当該インターネット証拠の内容を自由に獲得できるか否かを考察すべきである。一般的に、ウェブサイトの URL を公衆が知り得ることができ、または検索エンジンにより検索でき、かつ公衆が当該ウェブサイトへアクセスできる場合、当該ウェブサイトに発表された情報は公衆が知り得ることができると言え、開示要件を満たしていると言える。また、たとえ当該ウェブサイトは会員登録が必要であり、または料金を支払ってはじめてアクセスできるウェブサイトであっても、公衆が一般的な登録手続きを介してユーザ ID およびパスワードを得ることができ、または一定の料金を支払って当該ウェブサイトの内容にアクセスすることができる場合は、当該ウェブサイトの内容は開示要件を満たしていると言える。例えば、通常のウェブサイト、BBS（Bulletin Board System、電子掲示板）、ブログ、マイクロブログに発表された情報については、一般に開示要件を満たしていると認定することができる。一方、電子メール、チャット履歴など、プライベートにかかわる情報については、開示されている状態にあることを証明できる証拠がない限り、一般に開示要件を満たしていると認定すべきではない。

本件の場合、証拠 1 のウェブページは、それぞれ公式または利害関係のない第三者が運営するウェブサイトの BBS から得たものであり、ウェブページの内容は、当該 BBS の一般ユーザの投稿および書き込みである。当該 BBS サービスを提供するウェブサイトは一定の管理規則が設けられており、かつ当該証拠は公証機関が調査したうえ公証証書の形で提出されたものであり、反対の証拠がない限り、その真実性を確認すべきである。同時に、当該ウェブページに記載の内容は BBS ユーザが投稿した文書であり、その他のユーザは誰でも閲覧、書き込みをすることが可能であるため、開示要件を満たしていると確認することができる。また、当該ウェブページには発表時間および訂正時間が明記されており、これらの時間は通常、ウェブサイトの管理者でなければ手を加えることができない。このため、ウェブサイトの管理者と当事者双方との間に利害関係が存在することを証明する証拠がなく、上述の発表時間が改竄されたことを証明する証拠もないならば、上述の発表時間および訂正時間は確認することができ、この場合、公開時間が本特許の出願日より前であるという前提の下、証拠 1 は本件の先行技術証拠として利用することができる。逆に、証拠 4 も公正証書の形で提出された証拠ではあるが、添付されたウェブページは個人用電子メールボックスからダウンロードをして得られたものであり、当該メールボ

ックスは特定のユーザ ID およびパスワードを入力しなければ登録、閲覧することができず、換言すれば、公衆が当該メールボックスのユーザ ID およびパスワードを知らなければ、当該メールボックスにおけるウェブページの内容を知り得ることができないから、証拠 4 に添付されたウェブページの内容は、特許法上の開示要件を満たしていないため、先行技術証拠として利用することができない。

なお、中国の司法実務においては判例法主義を採用していないため、上記判例はあくまで参考として示すにとどまるものであることに留意されたい。

(参考文章：特許復審委員会審決評論・分析→ネット掲示板での書き込みが先行技術を構成するか)

2013 年 6 月 6 日 (原稿受領)

## 事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

### 東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：[malirong@cn.kwm.com](mailto:malirong@cn.kwm.com)